

こうとうがっこうしゅうがくし えんきん かん しよるいいちらん
高等学校等就学支援金に関する書類一覧

へいせい ねん がつ へいせい ねん がつぶん しゅうがくし えんきん
(平成30年7月～平成31年6月分の就学支援金)

高中等就学援助金相关资料一览

(从2018年7月到2019年6月的就学援助金)

1. 高等学校等就学支援金のお知らせ (P2-P3)
有关高中等就学援助金的重要通知 (第2-3页)
2. 就学支援金確認票 (P4-P5)
就学援助金确认单 (第4-5页)
3. 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書 (別紙)
享受高中等就学援助金的资格认定申请书・收入状况申报书 (另附)
4. 3の「記入例」 (別紙) 第3项的填写参考例 (另附)
5. 封筒 信封

ていしゅつきげん へいせい ねん がつ にち
提出期限：平成30年 7月 日 ()

提交期限： 2018年 7月 日

- 書類がそろいましたら、お早めにご提出ください。
备齐资料后请尽早提交。
- 期限までに提出できない場合は、必ず事務室までご連絡ください。
如无法在期限内提交，请务必与学校事务室（办公室）联系。

ふめい てん かながわけん こうとうがっこう じむしつ でんわ
ご不明な点は、神奈川県 高等学校 事務室 電話 まで

と あ
お問い合わせください。

如有不明之处请向神奈川县立 高中的办公室咨询。电话

高等学校等就学支援金のお知らせ

【ご確認ください】

平成30年7月以降の就学支援金の対象世帯については、「都道府県民税所得割と市町村民税所得割の合計額」（以下、「税額※」と表記）で判断することとなりました。

ただし、対象となる世帯に変更はありません。

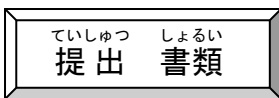
【平成30年度の税額※が、50万7,000円未満の方】

下記の①～③の書類をご提出ください。提出期限までにご提出がないと、平成30年7月～31年6月分の授業料をご負担いただくこととなりますので、必ず提出してください。

【平成30年度の税額※が、50万7,000円以上の方】

下記の「① 就学支援金確認票」のみを配付の封筒に入れて提出してください。

後日、授業料の納付のお知らせを送付いたします。



ご提出は、配付の封筒に入れて厳封の上、事務室に直接提出するか、事務室あて郵送してください。

- ① 就学支援金確認票
- ② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書
- ③ 所得に関する書類（次の書類のうちいずれか）
 - 保護者2名（父母）が税額※を課税されている場合は、父母それぞれの書類が必要です。

（源泉徴収票は税額※が確認できないので、受け付けておりません。）

配偶者控除が確認できる場合は、配偶者の方の所得に関する書類は必要ありませんが、税額※が「50万2,000円」以上の場合は、配偶者の方の所得に関する書類（ア～ウ）のいずれかの書類が必要になります。

- ア 平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
- イ 平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
- ウ 平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書^{の原本又はコピー}
- エ 生活保護受給証明書^{の原本}（平成30年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの）

就学支援金の支給を受けることができる世帯の方でも、申請が遅れたり、申請をしなかった場合は、支給が受けられず、授業料を納付していただくこととなりますので、ご注意ください（参考 授業料 全日制：年額118,800円、定時制：32,400円）。

有关高中等就学援助金的重要通知

【请确认以下内容】

对于2018年7月以后可以享受就学援助金的家庭，改为对其“都道府県民税所得割”和“市町村民税所得割”的合计金额（以下简称「税額※」）进行确认并做出判断。不过，成为援助对象的家庭没有变化。

【2018年度家长的“税額※”金额不足50万7000日元的同学】

请提交以下①～③的资料。如果在所规定期限内未能提交，则需要由自己支付2018年7月至2019年6月的学费，所以请务必提交。

【2018年度家长的“税額※”金额在50万7000日元以上的同学】

请只需将下面的①“就学支援金確認票”（就学援助金确认单）装进信封后提交。日后学校会将缴纳学费通知寄给您。

提 交 资 料

请将提交的资料装入学校颁发的信封内加封后直接提交给学校**事务室**，或邮寄给学校**事务室**。

- ① 就学援助金确认单
- ② 享受高中等就学援助金的资格认定申请书・收入状况申报书
- ③ 有关收入的文件资料（以下的资料之一）

如果父母双方均被课以“税額※”的住民税，则需要提交父母双方的文件资料。

（因为《源泉徴収票》不能确认“税額※”金额，所以不与采用）

如果可以证实一方确属“配偶者控除”（配偶免税对象），原则上不需要提交配偶的有关收入的证明文件。但如果“税額※”超过了「50万2000日元」时，则需要同时提交有关配偶收入的ア～ウ 中的任意一种资料。

- ア 《平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書》复印件
イ 《平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書》复印件
ウ 《平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書》原件或复印件
エ 《生活保護受給証明書》原件（可以证明截至2018年1月1日正在接受生活保护的）

即使有享受就学援助金的资格，但如果错过了申请期限，或根本没有提交申请，也不能享受援助金补贴，而需由自己缴纳学费。所以请加以注意（参考金额：全日制高中全年学费为118,800日元 分部制高中全年学费为32,400日元）。

しゅうがくし えんきんかくにんひょう
就学支援金確認票

ふりがな

せいとしめい とう ねん くみ ばん
生徒氏名 _____ クラス等 _____ 年 組 番

ほごしゃしめい れんらく さき
保護者氏名 _____ 連絡先 _____

ないよう かくにん ばあい れんらく れんらくさき きさい
*内容の確認をさせていただく場合がありますので、連絡のつく連絡先を記載してください。

「お知らせ」をお読みいただき、申請や提出書類に漏れがないか、この確認票の
□にチェックをして、高校の事務室までご提出（郵送）してください。

ほごしゃ しんけんしゃ ぜんいん ぜいがく まん えんみまん
1 保護者（親権者）全員の税額※が50万7,000円未満ですか？

□ 50万7,000円未満のため、就学支援金の届出（申請）をします。

→「2-1」へ進んでください。

□ 50万7,000円以上のため、就学支援金の届出（申請）をしません。

→「3」へ進んでください。

つぎ しょうい どうふう ふうとう い ていしゅつ
2-1 次の書類を同封の封筒に入れて提出してください。

① □ 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書・収入状況届出書

② 所得に関する書類 次のいずれか

保護者（親権者）が父母の場合は双方が提出する書類にチェックしてください。

ア □ 平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー

イ □ 平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー

ウ □ 平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書の原本又はコピー

エ □ 生活保護受給証明書の原本（平成30年1月1日時点で生活保護の受給を確認でき

るもの。ただし、2-2の対象となる方は、平成30年7月1日以降の発行日付のもの）

③ □ 就学支援金確認票（本用紙）

2-2 高校生等奨学給付金（※）の受給対象となる方

※ 非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合に、返還不要の給付金が受けられる
場合があります（別途申請が必要です。）。

□ 今回提出したア～エのいずれかの書類により高校生等奨学給付金申請の

審査をすることを承認します。

つぎ しょうい どうふう ふうとう い ていしゅつ
3 次の書類を同封の封筒に入れて提出してください。

□ 就学支援金確認票（本用紙）

ていしゅつ きげん へいせい ねん がつ にち
提出期限 平成30年 7 月 日

がっこうしゅうじゅいん
学校收受印

就学援助金确认单

学生姓名_____ 班级学号_____年_____组_____番

家长姓名_____ 联系电话_____

*可能有一些情况需要直接进行确认，所以请留下肯定能联系到的电话号码。

请仔细阅读「通知」，检查一下申请事项及提交资料是否有遗漏，并在此确认单的相应
 内打√后，交给（或邮寄）所在高中的事务室（办公室）。

1 家长（父母双方）的“税額※”合计是否在50万7000日元以下？

税額合计在50万7000日元以下，特此提出申请（申请）就学援助金。

→请进入第「2-1」项核对。

税額合计在50万7000日元以上，所以暂不提出就学援助金的申报（申请）。

→请进入第「3」项核对。

2-1 请将下列文件资料装入附带的信封后提交。

① 享受高中等就学援助金的资格认定申请书・收入状况申报书

② 下列任何一种有关收入的证明文件资料

家长（监护人）包括父母双方者，请在双方提交的资料处划√。

ア 《平成30年度市町村民税・けんみんぜいとくべつちようしゅうぜいがくつうちしょ 県民税特別徴収税額通知書》复印件

イ 《平成30年度市町村民税・けんみんぜいぜいがくけつてい のうぜいつうちしょ 県民税税額決定・納税通知書》复印件

ウ 《平成30年度市町村民税・けんみんぜいかぜい ひかぜい しょうめいしょ 県民税課税（非課税）証明書》原件或复印件

エ 《生活保護受給証明書》原件（可以证明截至2018年1月1日正在接受生活保护的）

如果是2-2“こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん 高校生等奨学給付金”的补助对象，请提交2018年7月1日以后发行的证明书。

③ 就学援助金确认单（本纸）

2-2 こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん 申请高校生等奨学給付金（高中生^{こうこうせい}助学补助）（※）的同学

※ 凡是非课税家庭或接受生活保护（低保）家庭的同学，可以享受无需偿还的助学补贴（需要另外提交申请）。

同意将本次提交的ア～エ中任何一种资料作为审查是否可以领取“高校生等奨学給付金”的参考资料加以利用。

3 请将以下资料装入附带的信封后提交。

就学援助金确认单（本纸）

提交期限 2018年 7 月 日

学校收讫章

様式第1号（第3条第1項、第10条第2項並びに第11条1項及び第2項関係）

只需填写粗线框里的内容

平成 30 年 月 日

请将填写日期填上

神奈川県立〇〇〇〇〇学校長 殿

高等学校等就学支援金 高中等就学援助金

【请选择适当的一项划勾】

受給資格認定申請書（初回時）
 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

还未得到享受就学援助资格认定的同学请在上面的「受給資格認定申請書」处划レ
 已经得到认定的同学请在下面的「收入状况届出書」处划レ

享受高中等就学援助金の资格认定申请书（初次申请）
 本人申请享受高中等就学援助金（以下简称“就学援助金”）资格认定

収入状況届出書（2回目以降）
 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

对以下两项内容确认后，在相关的口里划✓表示已经理解并认同。

収入状況申报书（第二次以后）
 因为已得到享受“就学支援金”的资格认定，现就与接受援助金相关的家长（监护人）的收入状况提出申报。

此申请表或申报表中所记内容全部属实。

如果在此申请表或申报表中填写虚假内容，以此骗取就学援助金，一旦发觉则除退还非法获取的援助金外，还将被处以三年以下服役或100万日元以下罚款。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

填写学生本人的姓名及发音（请用平假名标出）
 ・由学生亲自签名。
 ・也可由家长代为填写。

ふりがな	かながわ		いちろう	
生徒の氏名	姓	神奈川	名	一郎

填写学生的出生年月日

生徒の生年月日	昭和 平成	13	年	5	月	22	日
---------	----------	----	---	---	---	----	---

填写学生的住址

生徒の住所	〒 231 - 8588
	神奈川県 横浜市 中区日本大通 33

请填写白天可以联系到的家长电话。

保護者等の連絡先	090 (0000) 0000
生徒が在学する学校の名称	神奈川県立〇〇〇〇〇学校

【1. 高等学校等の在学期間について】

填写本次入学学校的名称
 高等学校（全日制）
 高等学校（定時制）
 高等学校（通信制）
 中等教育学校（後期課程）

①現在の学校の在学期間	学校名 神奈川県立〇〇〇〇〇学校	平成 29 年 4 月 1 日 ～ （うち支給停止期間等） 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（〇〇制）
②過去の学校の在学期間	学校名	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 （うち支給停止期間等） 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

过去曾经在其他高中就读者，请填写此栏

- ※ 有以下情况的同学不能申请享受就学援助金の资格认定
- ・高中已经毕业或肄业（学习期间在三年以下者除外）。
 - ・高中在校期（如果是分部制或函授制高中，按在校期的四分之三计算）总计超过36个月。（但就学援助金被停发期间除外）

背面也需填写

【2. 保護者等の収入の状況について】 【2. 有关家长的收入状况】

(1) 就学援助金の支払日期类别

<input type="checkbox"/>	4月～6月 (29年度の課税証明書等の添付)	<input checked="" type="checkbox"/>	7月～6月 (30年度の課税証明書等の添付)
--------------------------	------------------------	-------------------------------------	------------------------

(2) 7月1日時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

截至4月1日家长等监护人的状况及附上的课税证明等资料如下

(2)-1 有以下情况的同学不能申请享受就学援助金的资格认定

①	<input type="checkbox"/> 家长（父母双方）两名	<ul style="list-style-type: none"> • 父母双方分别缴纳有“市町村民税所得割” • （在日本国内）即使两地分居，也需要提交父母双方的课税证明。
	<input type="checkbox"/> 家长一名	<ul style="list-style-type: none"> • 家长一方为被扶养配偶者、虽然被征收“市町村民税所得割”，但其收入金额明显不影响规定的所得限制条件者。
②	<input type="checkbox"/> 家长之一由于在课税日期不在日本国内居住而未被征收市町村民税者	<ul style="list-style-type: none"> • 由于离婚或配偶死亡而只有单亲的情况 • 虽然拥有家长（或监护人），但由于家庭内暴力、放弃抚养权或失踪等原因使得不能出具一方家长（或监护人）的课税证明时
③	<input type="checkbox"/> 未成年者监护人 <input type="checkbox"/> 个人的资料	<ul style="list-style-type: none"> • 因没有家长而通过法律手段授权了未成年者监护人的情况（如果授权了多名监护人，则需要全体监护人的资料） • （如果监护人是法人或只授权其管理财产的情况，则应将其除外。）
④	<input type="checkbox"/> 其收入实际上供养着该学生的日常生活（主要维持生计者）的一个人的资料	<ul style="list-style-type: none"> • 如果没有家长以及未成年者监护人的情况 • 虽然已经成年，但家里由其他人维持生计。
⑤	<input type="checkbox"/> 学生本人	<ul style="list-style-type: none"> • 既没有家长也没有未成年者监护人以及主要生计维持人的情况 • 已经成人 • 虽未成年，但有足够被征收“市町村民税所得割”的收入等情况
⑥	<input type="checkbox"/> 需要确认收入的是学生本人（既没有家长也没有未成年者监护人以及主要生计维持人的情况），但因属于未成年，其收入不够足以被征收市町村民税的金额	
⑦	<input type="checkbox"/> 因家长、未成年者监护人、主要生计维持人、或学生本人在课税日期间均未在日本国内居住，所以未被征收市町村民税	

(2)-2 因属于以下情况而无需提交课税证明等资料

⑥	<input type="checkbox"/> 需要确认收入的是学生本人（既没有家长也没有未成年者监护人以及主要生计维持人的情况），但因属于未成年，其收入不够足以被征收市町村民税的金额
⑦	<input type="checkbox"/> 因家长、未成年者监护人、主要生计维持人、或学生本人在课税日期间均未在日本国内居住，所以未被征收市町村民税

从①到⑦中选择适当的一项划勾

没有家长而授权未成年者监护人的情况，请填写授权人数。

提交的课税证明书所属的家长姓名以及和学生的关系。（在⑥或⑦项上划√者不需要填写）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
神奈川 太郎	父	神奈川 花子	母

请填写所附课税证明书的纳税人姓名及其与学生的关系。

※ 如果家长的状况或收入状况发生变化，则援助金额也会随之变动，所以请及时向学校汇报。
 • 当家长的状况发生变化（如离婚、去世或收养养子等）时。
 • 收入状况发生变化（收入金额发生修正或由于税务局做出“更正决定”后市町村民税发生了改变）时。

对以下事项进行确认后，在□里划√表示已经理解并认同。

【3. 確認事項】 【3. 确认事项】

（对以下事项进行确认后，在□里划√表示已经理解并认同。）

同意将“高等学校等就学支援金（こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん）”用以抵消学费，同时全权委托校方办理有关就学援助金的必要手续。